



平成 21 年 3 月 10 日

各市町教育委員会教育長様
(広島市を除く)

広島県教育委員会教育長
(指導第三課)

青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及
促進及び適切な利用のための啓発活動について(通知)

このことについて、別紙(写)のとおり、内閣府政策統括官、内閣官房内閣審議官、総務省大臣官房地域力創造審議官、総務省総合通信基盤局長、文部科学省スポーツ・青少年局長及び経済産業省商務情報政策局長内閣官房内閣審議官から依頼がありました。

本年4月1日から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」により、青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ)がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者がフィルタリングの提供が義務づけられるとともに、保護者に対してその保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課せられます。

については、所管する学校が、平成21年3月4日付けで通知した「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」を一層推進するため、別添資料を活用し、各家庭において児童生徒の発達段階に応じたルールづくりを行うよう働きかけるなど、保護者や地域に対する啓発活動の充実を図るよう指導してください。

なお、別紙(写)、別添資料は、内閣府、内閣官房、総務省、文部科学省及び経済産業省のホームページから、ダウンロードできます。

- ・内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>
- ・内閣官房違法・有害情報対策ホームページ <http://www.it-anshin.go.jp/>
- ・総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>
- ・文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm
- ・経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>

担当 生徒指導係
電話 082-513-5043
(担当者 齋藤)